

プロジェクト 収益認識

項目 第 96 回收益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 96 回收益認識専門委員会（2019 年 5 月 30 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

注記事項の検討－注記事項の構成について**（事務局提案に賛成する意見）**

2. 事務局提案の内容に賛同する。作成者の視点で見た時に、IFRS 第 15 号の構成よりもイメージしやすいと考えられる。特に、(1)収益の分解情報として、財又はサービスや、地域別等の区分により定量的な情報を注記し、(2)において重要な会計方針の章立ての中で、一連の流れとして、定性的な側面から重要性を考えて記載する。また、(3)においては、個別の収益の注記として、残存履行義務等に関する定量情報を中心に記載している。結果的に利用者にとっても理解しやすいものとなるのではないかと考えられる。
3. 事務局提案の内容は一長一短であると考えられる。IFRS 第 15 号では「顧客との契約」において客観的な事実を記載し、「本基準の適用における重要な判断」において会計方針や見積りを記載させる構成となっている一方で、事務局提案では基準の構成がステップごとに分かれており、「収益の分解」として実績を示したうえで、その実績の算出根拠、期末の金額及び翌期の予想、という流れで構成されている点で、事務局提案の方が分かりやすいように考えられる。

（事務局提案内容に賛成するものの、一部について懸念を表明する意見）

4. 事務局提案の内容の方が分かりやすく、日本基準上はこちらの方が馴染むのではないかと考えられる。一方で、実際の基準作成に際しては、チェックリスト的な形にならないようにするための工夫が必要になると考えられる。
5. 事務局提案の方が分かりやすいと考えられる。一方で、IFRS 第 15 号と事務局提案との相違点について、内容は同じで単純に組み替えただけなのか、もしくは結果的に開示に差異が生じるのかについて懸念がある。

〔「本基準の適用における重要な判断」について〕

6. 事務局提案の方が、開示項目を体系的に理解しやすいように考えられる。「本基準の適用における重要な判断」の項目を個別項目に含めた場合は、財務諸表作成者も記載しやすくなると考えられる一方で、複数の事象を含めて重要な判断がなされている場合は、各項目で注記すべきか、あるいは複数の項目をまとめて一通貫で注記すべきか、という問題が生じると考えられる。日本基準においては、基準の記載に沿って注記を行うことが一般的であると考えられるが、事務局の提案ではある程度組替が許容されるのかについて確認したい。

注記事項の検討－収益の分解情報について**（分解情報を提供する目的－財務諸表利用者には有用な情報という観点について）**

7. IFRS 任意適用企業の経験から、財務諸表利用者から求められる情報の種類を分析したうえで、開示目的に適合した分解情報を提供することが望ましいと考えている。IFRS 第 15 号の結論の背景にて、財務諸表利用者とのコミュニケーションや IR 活動で使用している情報を参考に分解するように記載されているため、収益認識会計基準においても、結論の背景または適用指針に同様の記載を設けても良いのではないかと考えられる。
8. 開示項目と開示目的との関連性を会計基準の本文に記載することに加えて、利用者がどのような目的で当該開示項目を必要としているのかについて結論の背景等で説明することにより、収益の分解情報が追加された理由について財務諸表作成者間で納得感が得られれば、真に必要な情報を集約して開示されるようになるのではないかと考えられる。
9. 分解の区分の例示にある主要な製品ラインや市場又は顧客の種類などは、セグメント情報と重複する区分であるため、結果として IFRS 適用会社の実務で多く見られるのは地理的区分となっている。財務諸表利用者が求めている情報を注記するという点を理解してもらうような文案の示し方が必要なのではないかと考えられる。

（注記事項の定め適用に対する配慮について）

10. 事務局の提案する文案について、おそらくこれまでの日本基準では、注記すべき事項が明確であり、重要性に照らして自ら判断することに馴染みはないと考えられるため、セグメント情報の開示で十分ではないかと考えたり、外部に公表している情報を考慮するにしても、最も簡単そうなもののみを選択したり、他社の注記を模倣したりするような判断プロセスを取る企業があるのではないかと考えられる。従っ

て、基準がどのように適用される可能性があるかについて十分配慮する必要があると考えられる。

11. 日本企業は基準の適用に真面目に取り組む企業も多いと考えられ、例えば、セグメント情報の開示により分解情報は不要などと判断するのではなく、むしろ基準に例示されている要因をすべて吟味するような会社も多いのではないかと考えられる。従って、文案の記載にあたっては、作成者がどのように基準を適用するのかという点に十分留意する必要があると考えられる。

注記事項の検討 - 収益を理解するための基礎となる情報について

(履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)との関係について)

12. 現行の収益認識会計基準では、企業の主要な事業における履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)について、必要最低限の情報として注記するように定められているが、当該注記事項の定めは、今回の事務局提案の開示規定でも引き継がれるのか事務局の文言では明確ではない。
13. 重要性に照らして注記の記載を検討することについては否定しないが、早期適用時の定めとして設けられている、企業の主要な事業における履行義務の内容及び企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、やはり重要な情報だと考えられるので、結論の背景等でその点を明記する方が良いのではないかと考えられる。

(注記事項の体系と注記の記載順について)

14. それぞれの開示項目における注記の仕方については、財又はサービスの内容にあわせて書いた方が分かりやすい項目も見受けられるので、そのようなものについてはまとめて記載することも考えられるということを結論の背景に書くことで、画一的に事務局提案の順番通りの記載となってしまうことを防ぐことができるのではないかと考えられる。

その他の論点について

15. 注記は初年度の作成負担が大きく、いかに緩和できるかが重要だと考えられる。経理部門のリソースを十分に備えた大企業については、初年度から作成を求め、それ

以外の企業については、注記の適用を遅らせるという経過措置もありうるのではないかと考えられる。

16. リース収益、金利及び配当金等が本表に含まれていた場合、顧客との契約から生じる収益とは異なる数字が注記対象となる可能性があるため、その関係性を示す情報が必要ではないかと考えられる。
17. 当該会計基準の作成におけるスケジュール感について、残存履行義務に配分した取引価格の情報等、システム設計等に時間を要するため、財務諸表作成者の準備等を勘案すると、早めに内容を定めた方が良いと考えられる。
18. 連結財務諸表と個別財務諸表での注記事項の取扱いや上場会社と非上場会社の対応など、収益認識会計基準が対象とする範囲について、有用性の議論も重要になると考えられるため、早めに議論する必要があると考えられる。

以 上